

## 前橋市新最終処分場建設候補地公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市新最終処分場の建設候補地の公募及び情報提供(以下「公募等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(公募等方法)

第2条 建設候補地の公募等は、広報まえばし等に募集記事を掲載することにより行うものとする。

2 前項の募集記事に掲載する事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 募集趣旨
- (2) 公募等条件
- (3) 公募等資格
- (4) 公募等方法(申込書及び公募等期間)
- (5) 問合せ先

(公募等条件)

第3条 建設候補地の公募等条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前橋市内の土地であること。
- (2) 応募の場合、土地の合計面積が1ヘクタール以上であること。
- (3) 最終処分場建設用地として、約6～7ヘクタールの事業用地を確保できる見込みがあること。

(公募等資格)

第4条 建設候補地の公募等資格は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 応募の場合、土地所有者(個人又は法人)又は応募地の地元自治会長
  - (2) 情報提供の場合、前橋市在住・在勤・在学のいずれかの者
- (応募方法等)

第5条 建設候補地の応募方法は、次に掲げるものにより、清掃施設整備室に持参して申し込むものとする。

- (1) 応募申込書兼情報提供書(様式第1号)
- (2) 位置図

2 情報提供については、前項に定めるもののほか、電話等による受付も行う。

(公募等期間)

第6条 建設候補地の公募等期間は、平成29年12月1日(金)から平成30年3月20日(火)(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。)までとする。

(建設候補地の選定)

第7条 建設候補地の選定は、公募による応募地、提供された情報及び本市の環境・防災等の法規制を考慮して地図上から抽出した用地等の中から、適正に行うものと

する。

2 応募地の選定結果については、応募者宛てに連絡するものとする。

(雑則)

第8条 この要領で定めるもののほか、前橋市新最終処分場建設候補地公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年9月20日から施行する。